

個人情報保護条例の見直しに向けた 取組等について



平成29年4月14日

地域力創造グループ
地域情報政策室


法改正を受けた個人情報保護条例の見直しに関する基本的な考え方

個人情報保護法等の改正

- 情報通信技術の飛躍的な進展は、ビッグデータの収集・分析を可能とし、新産業・新サービスの創出や我が国を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献するものと期待。同時に、悪用に対する消費者の懸念や、社会的批判を懸念した事業者による利活用の躊躇が生じているとの指摘。
- こうした状況を背景として、個人情報保護法等改正法が平成27年9月に公布（平成29年5月30日施行）。また、行政機関個人情報保護法等改正法が平成28年5月に公布（平成29年5月30日施行）。

個人情報保護法制における地方公共団体の位置付け

- 地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施（個人情報保護法第5条）
- 地方公共団体が保有する個人情報について、適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない（個人情報保護法第11条第1項）

 行政機関個人情報保護法等の改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しを検討することが適当

行政機関個人情報保護法の改正の概要

改正の内容

1 国の行政機関等における匿名加工情報制度の導入

- 特定の個人が分からないように加工された匿名加工情報の定義を規定(非識別加工情報)
- 民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査。提案者との間で利用契約を締結し、匿名加工情報を作成・提供
- 匿名加工情報の対象となる個人情報の範囲を定める(個人情報の存在を明らかにする個人情報ファイル簿が公表されているもの等)
- 過去に義務違反があるなど不適格な者は、提案者から排除
- 匿名加工情報の適正な取扱いを確保するための規律(情報項目の公表等)を整備

2 個人情報保護委員会への一元化

- 匿名加工情報の取扱いについて、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

3 その他

- 個人情報保護法の改正を踏まえ、以下の措置を講じる。
 - ・ 個人情報の定義の明確化(個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号等))
 - ・ 要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)について定義、要配慮個人情報が含まれる旨の個人情報ファイル簿への記載

国の行政機関における非識別加工情報の作成・提供の仕組み

民間事業者

- 不適格な者は除外
 - ・ 過去に禁固以上の刑に処せられ二年を経過しない者
 - ・ 過去に義務違反があり利用契約を解除され二年を経過しない者 等
- 提供を受けた場合 (※)
 - ・ 識別行為の禁止
 - ・ 安全管理措置
 - ・ 契約内容の遵守
- 実費を勘案した手数料の納付

(※) 提案者以外も提供を受けることが可能

提案

提案につき審査

利用契約の締結

提供

行政機関等

- 提案しようとする者への情報提供
- 対象となる個人情報
 - ・ 個人情報ファイル簿が公表されていること（外交上の秘密や犯罪捜査等に係る個人情報は除外）
 - ・ 情報公開請求があれば部分開示されること（全部不開示となる個人情報（事務事業遂行への支障のおそれなど）は除外）
 - ・ 行政運営に支障を生じないこと
- 提案についての審査（利用目的、安全管理体制等）
- 非識別加工情報の作成、公表
 - ・ 基準に基づく適正加工
 - ・ 個人情報ファイル簿への記載
- 苦情処理

官民を通じて一元的に所管

個人情報保護委員会

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会

趣旨

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法等の改正を踏まえ、地方公共団体においても、個人情報保護条例の見直しにより、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施することが必要であると考えられるため、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会を開催する。

スケジュール

平成28年 9月23日(金) 第1回検討会 開催
11月28日(月) 第2回検討会 開催
平成29年 1月31日(火) 第3回検討会 開催
3月7日(火) 第4回検討会 開催
3月29日(水) 第5回検討会 開催 → 報告書取りまとめ

構成員

※敬称略、50音順

伊藤昭彦 東京都立川市行政管理部文書法政課長
宇賀克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授 (座長)
大谷和子 株式会社日本総合研究所執行役員・法務部長
岡村久道 弁護士、国立情報学研究所客員教授
佐藤一郎 国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
田中延広 東京都生活文化局広報広聴部情報公開課長
野中正人 山梨県富士川町政策秘書課長

(オブザーバー)

個人情報保護委員会事務局
行政管理局情報公開・個人情報保護推進室
情報流通行政局地方情報化推進室
統計局統計調査部調査企画課

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書(案)概要①

1. 背景

- ・情報通信技術の飛躍的な進展により、パーソナルデータの利活用を適正に進めていくことが、官民を通じた重要な課題になっている。
- ・個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等について、平成27年9月に個人情報保護法等改正法が、平成28年5月に行政機関個人情報保護法(行個法)等改正法が公布された。
- ・平成28年12月に官民データ活用推進基本法が公布・施行された。

2. 基本的な考え方

- ・個人情報保護法では、地方公共団体の責務として、法の趣旨にのっとり、その区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を実施すること等が規定されている。
- ・地方公共団体は、法改正の趣旨等を踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要である。

3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等

(1) 個人情報の定義の明確化

- ・指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正することが適当である。
- ・個人識別符号の定義については、行個法等と同じ定義にすることが適当である。
- ・行個法と同様に、照合の容易性を要件とはしないことが適当である。

(2) 要配慮個人情報の取扱い

- ・要配慮個人情報の定義を設け、行個法等の改正により要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当である。

地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書(案)概要②

3. 個人情報保護条例の見直しの方向性等(つづき)

(3) 非識別加工情報の仕組みの導入

- ・非識別加工情報の仕組みを導入すること適当である。また、非識別加工情報の定義、加工の基準等は行個法等と同等の内容であることが望ましい。
- ・加工等の基準を策定するときに、審議会等に諮問することが適当である。また、審議会等は非識別加工情報の取扱いについての調査等ができることとすることが適当である。
- ・個人情報ファイル簿をホームページに掲載することが適当である。
- ・小規模団体に対して、総務省・個人情報保護委員会は積極的に技術的な支援を行うことが必要である。また、専門的知識を有する構成員の確保については、審議会等の共同設置などが解決策になり得る。

(非識別加工の仕組みの円滑な導入)

- ・都道府県、指定都市などが積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、他の地方公共団体を牽引していくことで、全体として円滑な導入が期待される。
- ・当面、個人情報取扱事務登録簿等により提案を募集することとし、提案前の事前相談において、非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルの内容を説明することや、提案の審査時に非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を行うことも考えられる。

(今後の課題)

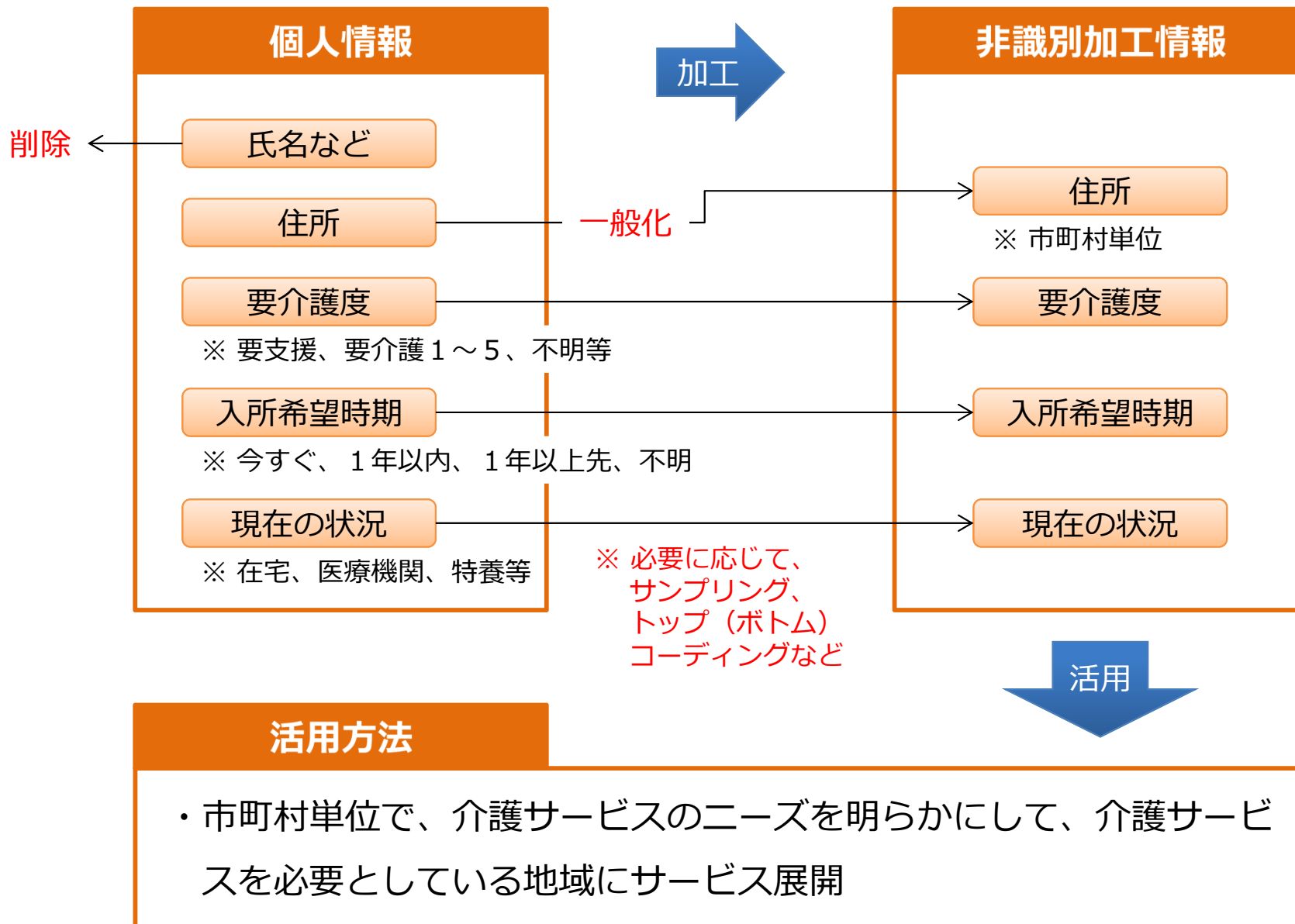
- ・将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられる。

非識別加工情報の活用意向等に関する調査結果(具体的な活用例)

ファイル名	具体的な活用例
特別養護老人ホームの入所希望者名簿 (県)	地域における介護サービスへのニーズ分析
介護保険指定事業者等管理システム (県)	地域における介護事業者の現状分析
国保給付データベース (市)	性別・年齢別給付実績を新たな生命保険商品の研究・開発に活用
災害要援護者ファイル (市)	災害要援護者の地理空間的な可視化による防災計画や災害支援へ活用
介護保険システム (市)	地域における介護保険の現状分析
介護保険システム (市)	調剤薬局が立地する地域住民のデータを把握することで、効率的な設備投資や専門人材の配置が可能

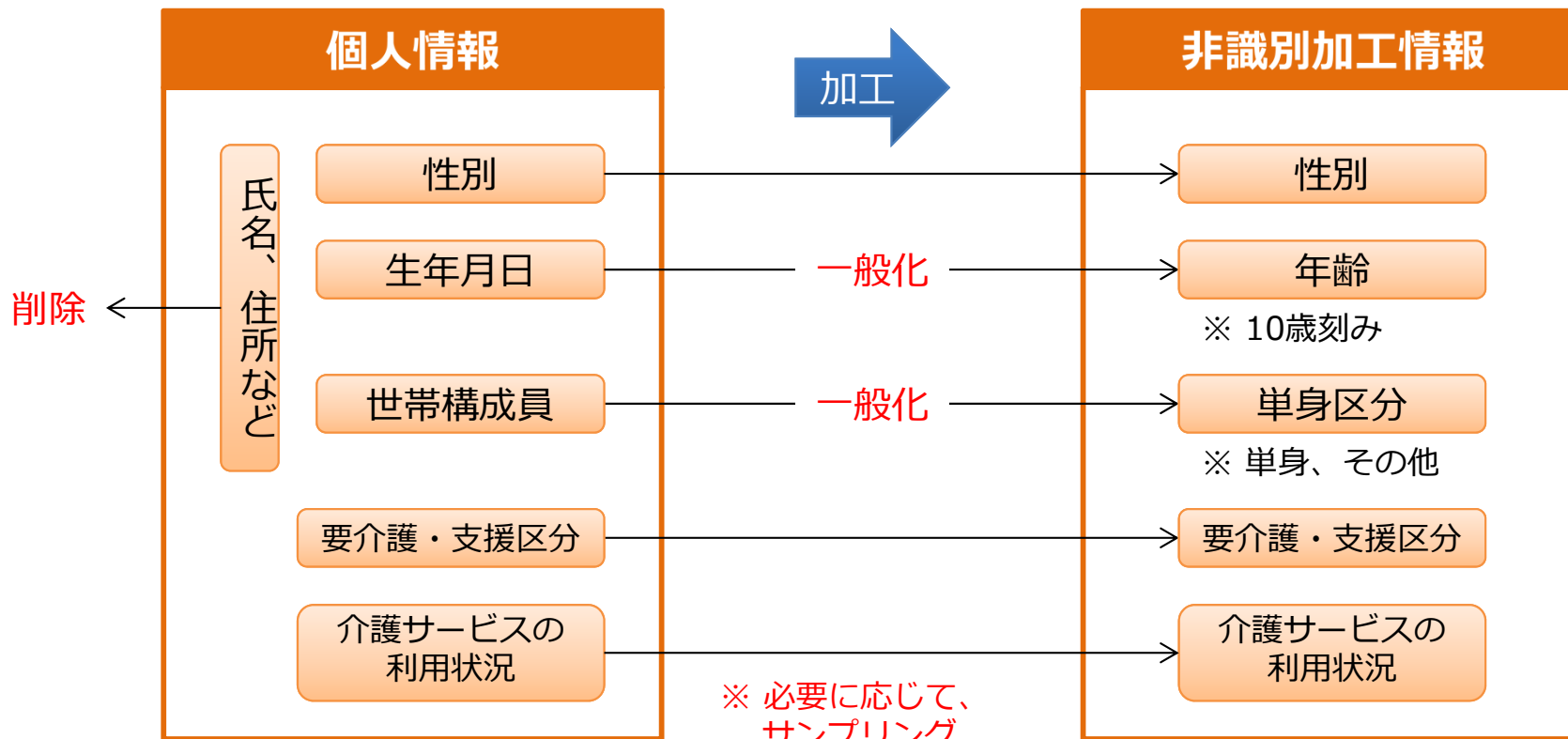
非識別加工情報の活用意向等に関する調査結果（非識別加工情報の活用イメージ①）

特別養護老人ホームの入所希望者名簿（県）



非識別加工情報の活用意向等に関する調査結果（非識別加工情報の活用イメージ②）

介護保険システム（市）

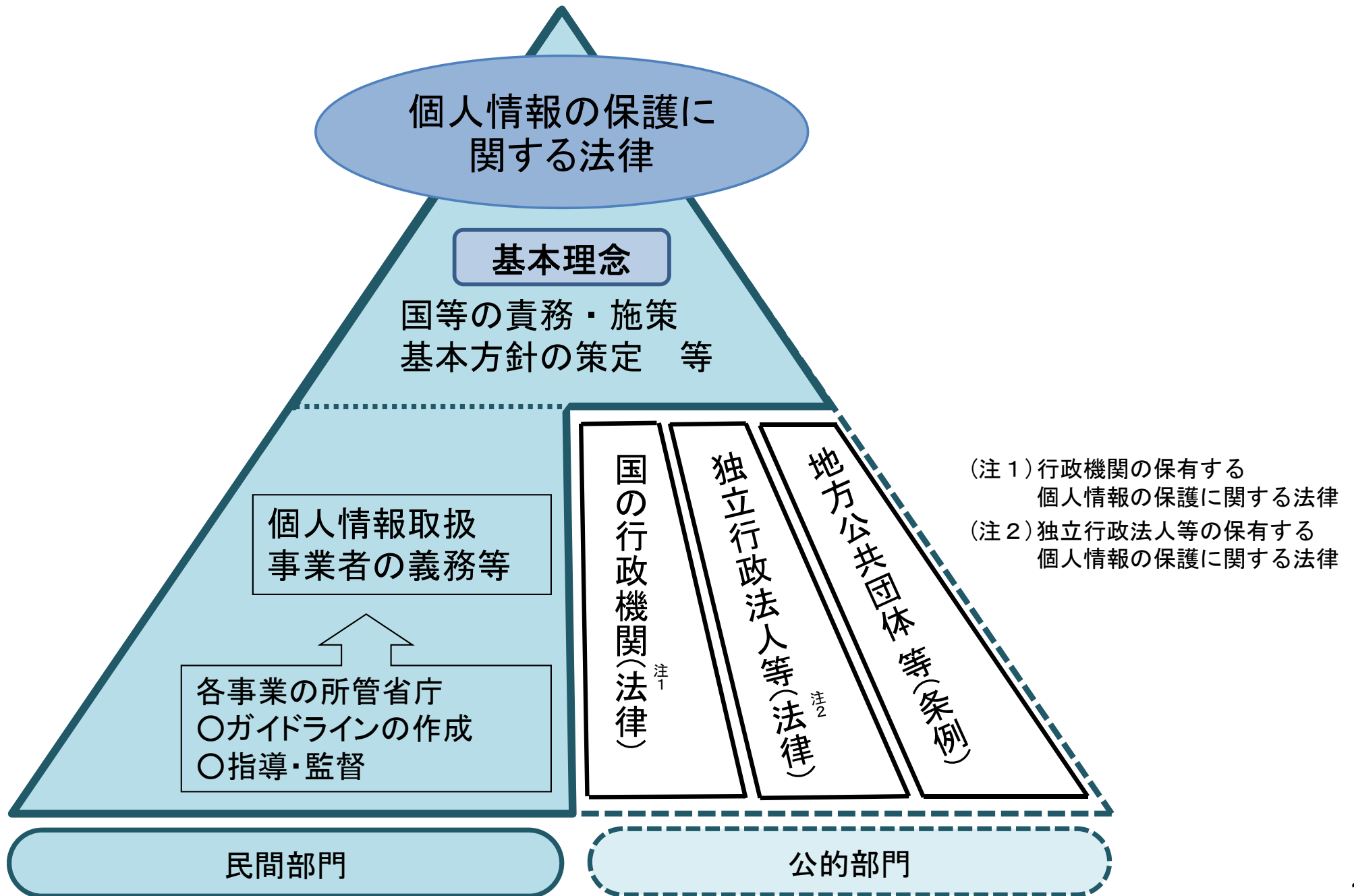


活用方法

- ・ 性別・年齢別等で利用サービスを分析し、新たなサービスを開発
- ・ 将来の介護ニーズを予測し、それを踏まえて介護サービスを展開

(参 考 资 料)

(参考) 現行の個人情報保護に関する法体系のイメージ



(参考)個人情報保護法制化検討時の条例制定の状況

個人情報の保護については、平成11年に成立した住民基本台帳法一部改正法の附則第1条第2項に、「法律の施行に当たって、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」との規定が追加されたことを受け、平成11年に個人情報保護システムの在り方についての検討が始まったが、当時、既に半数程度の地方公共団体が個人情報保護に関する条例を制定するなど、地方公共団体が自主的に個人情報保護施策に取り組んでいた。

《条例の制定状況》

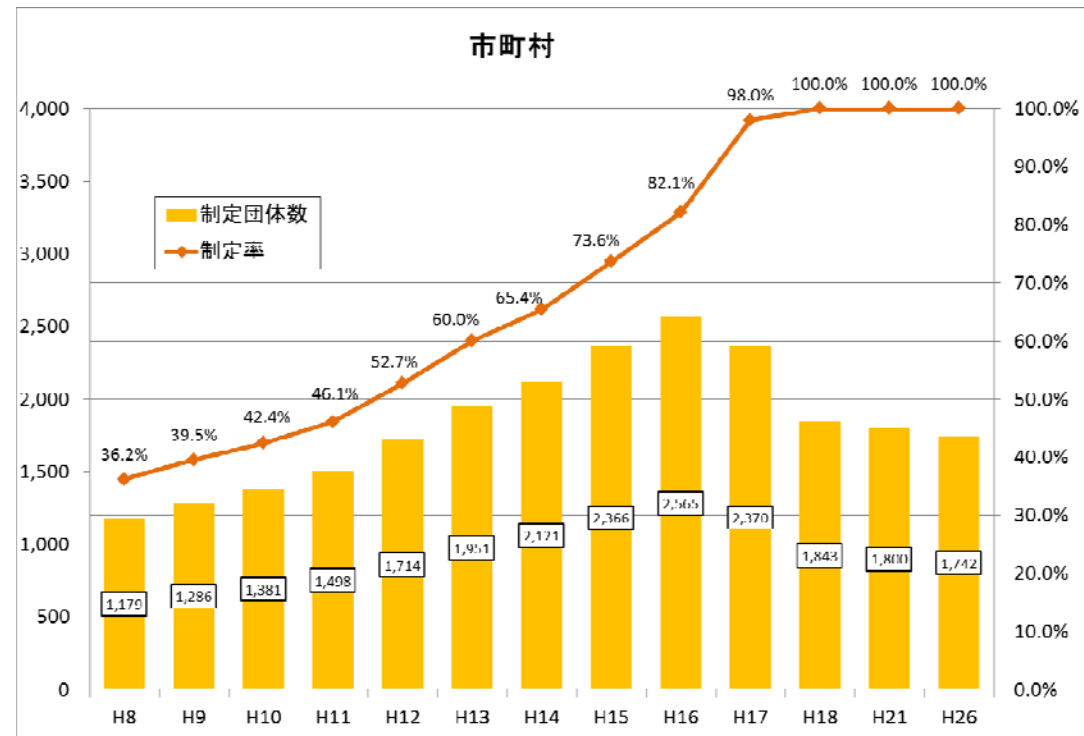
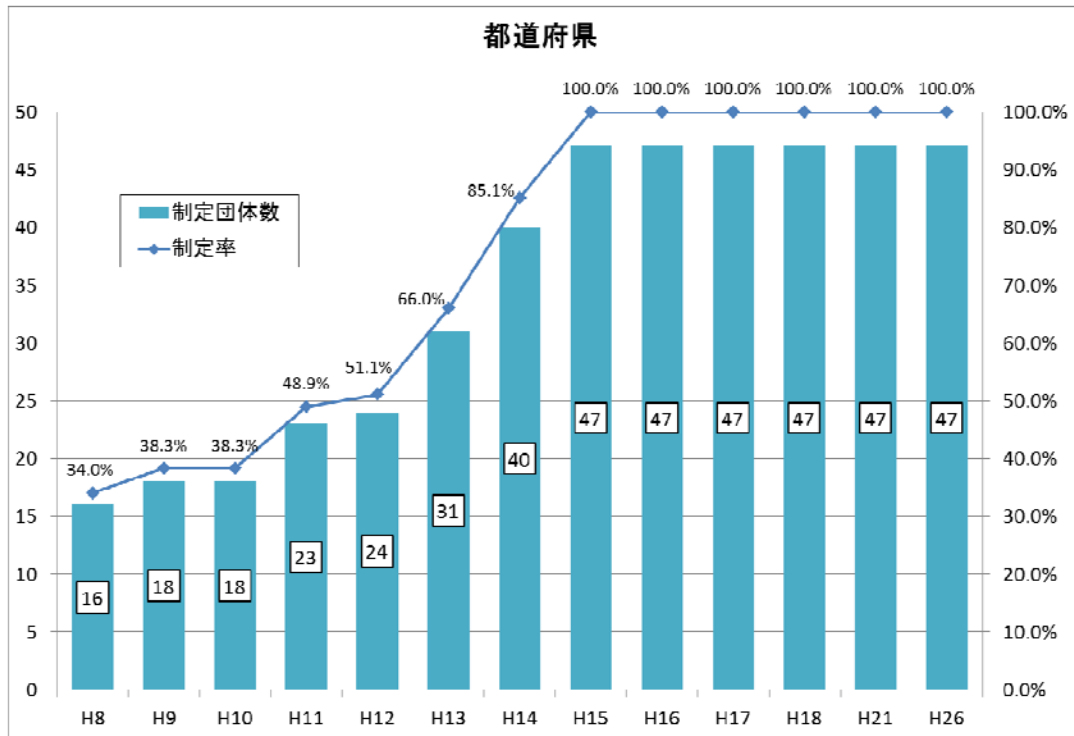
検討開始時	(平成11年)	都道府県	48.9%	市区町村	46.1%
法成立時	(平成15年)	都道府県	100%	市区町村	73.6%
法全面施行時	(平成17年)	都道府県	100%	市区町村	98.0%

《法制化検討以前の経緯》

- 昭和59年 福岡県春日市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和60年 川崎市が、個人情報保護条例を制定
- 昭和63年 「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」を制定

(参考)個人情報保護条例の制定状況

個人情報保護対策に係る条例の制定率は、都道府県においては平成15年度以降、市区町村においては平成18年度以降、100%となっている。



(参考)関連する閣議決定の記載

「日本再興戦略2016」 (平成28年6月2日閣議決定)

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第51号)(行政機関個人情報保護法等改正法)が成立したことを踏まえ、国は、今後、地方公共団体において個人情報の保護に関する施策の見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行う。

「個人情報の保護に関する基本方針」 (平成16年4月2日閣議決定/平成28年10月28日変更)

地方公共団体の保有する個人情報の保護については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定又は見直しに取り組む必要がある。

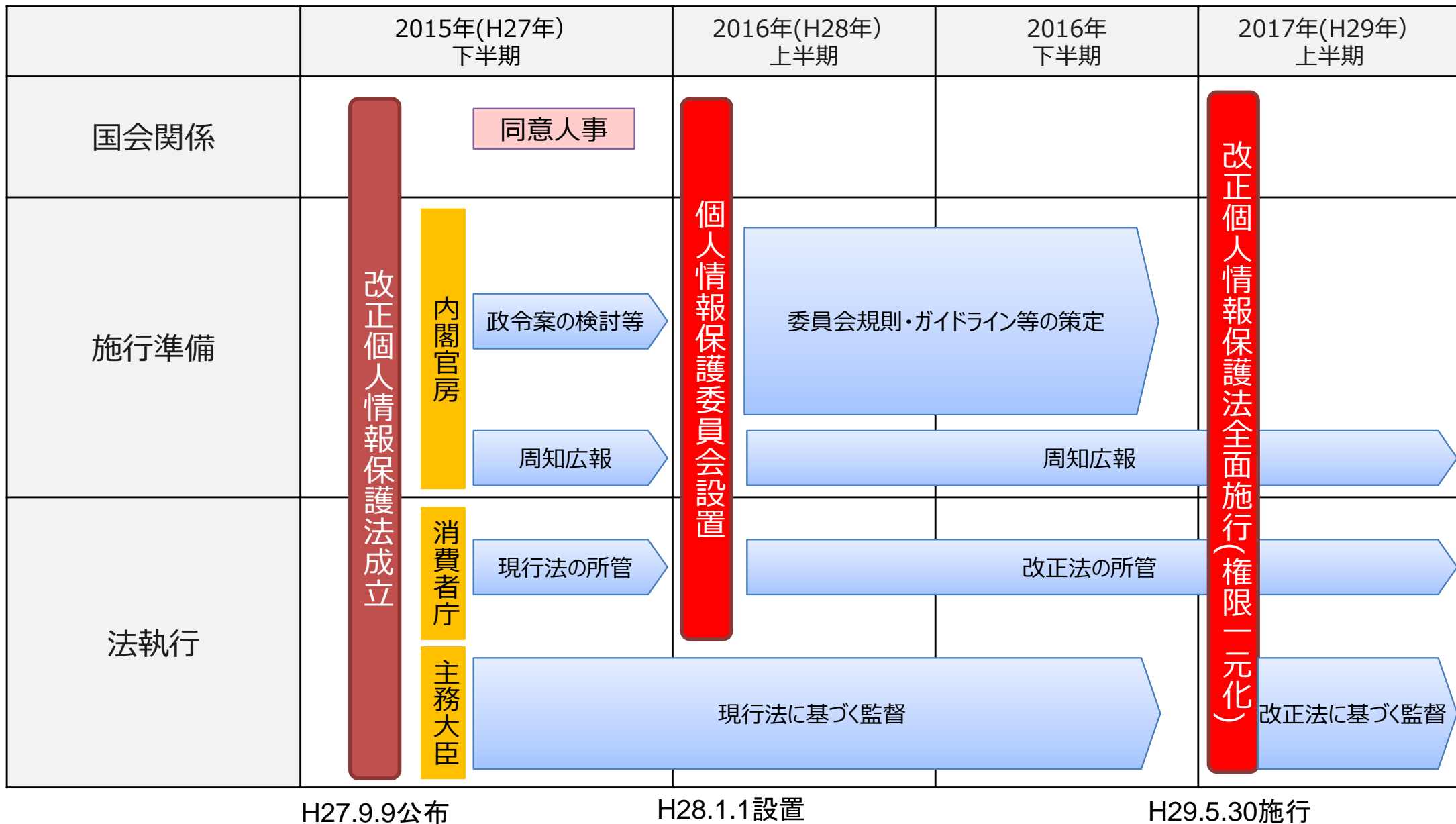
条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる。

国は、地方公共団体における条例の制定又は見直しに向けた検討が行われる場合に、その円滑な検討に資するよう、必要な情報の提供を行うなど、地方公共団体に対して協力を行うものとする。

(参考) 今回の法改正を踏まえたこれまでの情報提供

- 「個人情報の保護に関する法律の改正案の閣議決定について(情報提供)」(H27.3.10事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律の公布について(通知)」(H27.9.11事務連絡)
- 「行政機関個人情報保護法改正法案の閣議決定について(情報提供)」(H28.3.8事務連絡)
- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正について(情報提供)」(H28.5.27事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正、個人情報の保護に関する法律施行規則の制定等について(情報提供)」(H28.10.5事務連絡)
- 「個人情報の保護に関する基本方針の一部変更について(情報提供)」(H28.10.28事務連絡)
- 「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の策定について(情報提供)」(H28.11.30事務連絡)
- 「「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」の閣議決定について(情報提供)」(H28.12.20事務連絡)
- 「「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」の一部改正等について(情報提供)」(H29.2.15事務連絡)
- 「個人情報保護委員会事務局レポートの公表について(情報提供)」(H29.2.28事務連絡)
- 「「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による行政機関非識別加工情報の提供に関する規則」の制定等について(情報提供)」(H29.3.31事務連絡)

(参考)改正個人情報保護法の施行スケジュール



(参考)国の行政機関における行政機関非識別加工情報の作成・提供の流れ

Step1 行政機関非識別加工情報の提案対象となる個人情報ファイルの選定

Step2 民間事業者等からの提案の募集

Step3 提案の審査、提案者への通知及び契約の締結

Step4 行政機関非識別加工情報の作成及び提供の実施

行政機関

提案について審査

- 以下の要件に該当する個人情報ファイルについて、提案を募集 (第44条の4)
- ① 公表される個人情報ファイル簿に掲載されていること (第2条第9項第1号)
- ② 情報公開法に基づく開示請求があったとしたならば、
 - i) 保有個人情報の一部又は全部が開示されるものであること (第2条第9項第2号イ)
 - ii) 意見書の提出の機会を与えること (第2条第9項第2号ロ)
- ③ 事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障を生じるおそれのない範囲内で、加工基準に従い加工を行うことが可能であること (第2条第9項第3号)

提案の募集

- 定期的に提案を募集 (第44条の4)

提案

- 提案は、以下の事項を記載した提案書等を提出 (第44条の5)
- ① 氏名、住所等
- ② 対象ファイル
- ③ 本人の数
- ④ 加工方法を特定するに足る事項
- ⑤ 利用目的、事業内容
- ⑥ 事業の用に供しようとする期間
- ⑦ 安全管理措置等

- 以下の要件について審査
- ① 欠格事由に該当しないこと
- ② 希望する本人の数が対象ファイルの本人の数以下であること
- ③ 加工基準に適合すること
- ④ 事業が新産業の創出等に資すること
- ⑤ 事業の用に供しようとする期間が個人情報保護委員会規則で定める期間を超えないこと
- ⑥ 安全管理措置等が適切であること等 (第44条の7)

意見書提出機会の付与

- 反対の意見書の提出者分を除いて取扱い
- ※ 意見書の提出の機会を与えるものを対象とする場合 (第44条の8)

通知

- ※ 基準に適合する場合
- ※ 基準に適合しない場合
- 契約の締結の申出ができる旨等を通知 (第44条の7第2項)
- 理由を付して基準に適合しない旨を通知 (第44条の7第3項)

契約の締結

- 契約を締結できる旨の通知を受けた者は、利用に関する契約を締結することができる (第44条の9)

手数料の納付

- 実費を勘案して政令で定める額を納付 (第44条の13)

作成

- 適正加工義務 (第44条の10)
- 行政機関非識別加工情報等の安全確保の措置 (第44条の15) ※ 受託者にも準用

提供

- 行政機関非識別加工情報を作成したときは、以下の事項を個人情報ファイル簿に記載
- ① 行政機関非識別加工情報の概要
- ② 提案を受ける組織
- ③ 提案することができる期間 (第44条の11)

行政機関非識別加工情報取扱事業者

- 欠格事由は、以下のとおり。 (第44条の6)
- ① 未成年者等、② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、③ 禁錮以上の刑又は行政機関個人情報保護法等により刑に処せられてから2年を経過しない者、④ 契約を解除されてから2年を経過しない者、⑤ 役員が①～④に該当する法人等

- 上記要件に該当する個人情報ファイルについては、以下の事項を個人情報ファイル簿に記載 (第44条の3)
- ① 提案の募集をする個人情報ファイルである旨 (第44条の3第1項)
- ② 提案を受ける組織 (第44条の3第2項) 等

個人情報保護委員会

- 行政機関非識別加工情報等に関する監視・監督等 (個人情報保護法第61条)

- 所掌事務の処理状況の国会報告 (個人情報保護法第79条)